

社会福祉法人愛和 役員等の報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和(以下「法人」という。)の役員等の報酬及び実費弁償費等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は実費弁償費の支払はないものとする。

	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費の払はないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、実費弁償費は支払わないものとする。

	実費弁償費
評議員会出席報酬等	5,000円

- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、監査の業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬	20,000 円	職員通勤手当相当
理事業務報酬	15,000 円	5,000 円
監事監査指導報酬	0 円	10,000 円

(出張旅費)

第 5 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

名 称	実費弁償費
旅 費	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第 6 条 この規則を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

(附則) この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。